

## 情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。委員の任期は2年であり、平成22年4月には、第1期の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄筑波大学大学院教授（平成23年4月1日からは中央大学法科大学院教授）を選出しました。平成24年4月には、第2期（平成24年4月1日～平成26年3月31日）の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄中央大学法科大学院教授を選出しました。

平成26年4月には、第3期（平成26年4月1日～平成28年3月31日）の委員として10名が就任され、会長に宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授を選出しました。

平成26年度は、審議会が7回開催され、個人情報保護条例関係では、オンライン結合による提供（同条例第10条）、個人情報保護制度の見直し（同条例第60条）について4件の諮問が行われました（答申4件）。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から導入されることを踏まえ、個人情報保護条例の改正を行うとともに、同法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る審議を審議会で行う仕組みを整え、特定個人情報保護評価について2件の諮問及び2件の報告が行われました（答申2件）。なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の9）に係る諮問はありませんでした。その他、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、審議が行われました。

### 1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 2 1 回 全 体 会	平成26年 5月28日(水)	1 会長及び副会長の選出 2 審議会の運営について 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他
第 2 2 回 全 体 会	平成26年 7月16日(水)	1 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 2 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係）
第 2 3 回 全 体 会	平成26年 8月20日(水)	1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）
第 2 4 回 全 体 会	平成26年 9月12日(金)	1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係） 2 「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について（個人情報保護条例第10条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他

第 全 体 回 会	2 5	平成26年 11月13日（木）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第 60 条関係）</li> <li>2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における特定個人情報保護評価について（報告）</li> <li>3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係）</li> </ol>
第 全 体 回 会	2 6	平成27年 2月17日（火）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「議長交際費に関する事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問について（個人情報保護条例第 10 条関係）</li> <li>2 「自動車税の納付確認事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問について（個人情報保護条例第 10 条関係）</li> <li>3 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係）</li> <li>4 「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について（番号利用法第 26 条第 1 項関係）</li> <li>5 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係）</li> <li>6 その他</li> </ol>
第 全 体 回 会	2 7	平成27年 3月26日（木）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係）</li> <li>2 「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係）</li> <li>3 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（番号利用法第 26 条第 1 項関係）</li> <li>4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係）</li> <li>5 神奈川県個人情報保護条例の改正に係る報告について</li> </ol>

## 2 審議会の審議状況

### (1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

ア 平成26年9月5日付け情公第10号で知事から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第24回審議会において審議しました。

諮問の内容は、行政書士法の規定により懲戒処分を受けた使用人行政書士について、氏名等の保有個人情報を県ホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第26号）をいただきました。

イ 平成27年2月9日付け神議第93号で県議会議長から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、不祝儀を執行した場合の相手方の個人情報を県ホームページに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する「議長交際費に関する事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、「オンライン結合の基準」に規定する項目中、必要性に関する基準に定める要件を具備するものである等諸点に十分留意することを前提として、諮問の内容は適当である旨答申（第28号）をいただきました。

ウ 平成27年1月26日付け情公第22号で知事から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、道路運送車両法の一部改正により、自動車税納税証明書の提示に代えて国土交通省が自動車税を課税した都道府県に対して電磁的方法等により納付確認を行うことが可能となったことに伴うものです。納税義務者の負担軽減等を図るため、本県の保有する自動車税納付情報をOSS（ワンストップサービス）都道府県税協議会の自動車税納付確認システムに送信し、国からの納税照会に自動回答する「自動車税の納付確認事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第29号）をいただきました。

## (2) 特定個人情報保護評価に関する審議状況

ア 平成27年2月9日付け情公第23号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見をいただこうとするものです。

第26回審議会（平成27年2月17日）及び第27回審議会（同年3月26日）での継続審議の結果、一部追記・修正すべき事項はあるものの当該評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認められる旨答申（第30号）をいただきました。

イ 平成27年3月13日付け情公第25号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第27回審議会（平成27年3月26日）において審議しました。

諮問の内容は、「県税の賦課、徴収等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見をいただこうとするものです。

審議の結果、当該評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認められる旨答申（第31号）をいただきました。

## (3) 個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議状況

平成26年7月10日付け情公第5号で知事から諮問された個人情報保護条例第60条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問について、第22回審議会（平成26年7月16日）、第23回審議会（同年8月20日）、第24回審議会（同年9月12日）及び第25回審議会（同年11月13日）において継続して審議しました。

個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら広く県民等に定着してきましたが、平成25年5月31日に番号利用法が公布され、同条例の規定を改正する必要性が生じたこと等から個人情報保護制度の見直しについて諮問したものです。

審議の結果、個人情報の定義の変更や番号利用法第31条に基づく措置、類型答申の条文化や本人通知に関する規定の見直し等について、平成26年11月26日付けで答申（第27号）をいただきました。

なお、審議会から出された答申の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成27年3月31日現在)

氏名	現職	備考
石井 夏生利	筑波大学大学院図書館情報メディア系准教授	
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会理事	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
前田 一	弁護士(横浜弁護士会)	
松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成2年4月1日～平成27年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件												民間保有関連案件			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数	番 号 利 用 法 諮 問 件 数		
	6条		8条		9条		10条			計	旧 26条 是 正 申 出 諮 問 件 数	47条	旧48条	旧51条						
	取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合					個人 情報 取扱 いの 指 針 諮 問 件 数	業務 登録		同 変 更					
	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別		変 更	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務				諮 問 件 数	
知事	7	18	12	57	9	32	4	18 (2)	2	32	125 (2)	2	1	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	4 (1)	2 (2)
議会	6	1	7	4	9	-	3	7 (1)	1	25	12 (1)	1	-							
公営企業 管理者	6	-	7	11	9	7	3	3	-	25	21	-	-							
教育 委員会	7	5	11	15	10	1	4	7	1	32	28	1	4							
人事 委員会	6	-	7	4	9	-	3	2	-	25	6	-	-							
監査 委員	4	-	8	6	7	-	1	2	-	20	8	-	-							
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1	-	-							
警察 本部長	9	4	11	4	11	1	2	1	-	33	10	-	-							
労働 委員会	7	-	11	3	9	-	2	-	-	29	3	-	-							
選挙管理 委員会	7	-	11	4	9	-	3	5	-	30	9	-	-							
収用 委員会	7	-	11	4	9	-	1	-	-	28	4	-	-							
海区漁業 調整委員会	7	-	11	3	9	-	2	2	-	29	5	-	-							
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	3	9	-	2	1	-	29	4	-	-							
県立病院 機構	7	16	11	19	9	7	4	4	-	31	46	-	-							
合 計	88	44	130	137	119	48	34	53 (3)	4	371	283 (3)	4	5	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	4 (1)	2 (2)

注( )内は26年度の件数で内数。